

自然災害リスクへの対応に係る取組の強化に関する研修

自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について

令和 5 年 5 月 26 日

大臣官房地方課災害総合対策室

目次

【概要】 本通知について P1

----- (細部説明) -----

1. 自然災害の発生状況と被害状況 P2

2-1. 農林水産省におけるこれまでの取組（農業版BCP） P3

2-2. 農業版BCPの普及に係る取組状況 P4

3. 令和4年における浸水被害の事例 P5

4. 課題と検討の方向性 P6～

（参考）浸水想定区域・ハザードマップ関係 P8～

（参考）政府閣議決定文書における記載 P10

（参考）佐賀県における農機の退避に関する取組事例 P11

【概要】 本通知について

- 農林水産省においては、激甚化する自然災害への備えとして、国土強靱化対策(ハード・ソフト対策)に取り組むとともに、**農業者が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、農業版BCPの普及等**を通じて支援。
- しかしながら、令和4年においても、**自然災害リスクに対する認識が十分でなかった新規就農者等が浸水被害に遭う**などの事案が発生。
- このため、今後も発生し得る災害に対して農業者が万全な備えに期すことができるよう、**関係者*へ通知を**発出。本通知に基づき、**自然災害リスク対応の取組を一層強化**。

※都道府県・市町村の担当部局、農業委員会、農地中間管理機構、農協等

【現在の取組】 農業者の災害リスクに対する備えを支援

■ 自然災害の激甚化・頻発化



■ 農業版BCP(事業継続計画書)等の策定・普及



- ・インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるもの。
- ・チェックリスト「事業継続編」の項目毎に内容を記載することで簡便に「農業版BCP」の策定が可能。

【令和4年の出水期】 浸水被害の事案が引き続き発生

■ 令和4年災害における被災事例

- 野菜団地に隣接する河川が豪雨により増水し、団地の大部分が浸水（当該団地は浸水想定区域内に存在）
- 台風による強風と河川増水により、ハウス全壊、野菜が浸水等（当該施設は浸水想定区域内に存在）

【関係者からの聞き取り状況】

- ・ リスク(浸水想定区域内)を認識しつつも、**既往最大の洪水で被害は出ておらず、今回の浸水被害を想定していなかった。**
- ・ 新規就農者への支援や農地の斡旋の際、**耕作者に対して浸水リスク情報を適切に提供できていなかった。**
- ・ **団地の候補地選定の際**、リスク(浸水想定区域内)は検討材料であったが、**集荷施設に近いなどの立地条件が優先**された。
- ・ **農業版BCP**について、**個別農家への策定支援や指導までは実施できていない。**
- ・ 補助事業等の審査において、**災害リスクの有無をチェックしていない。** など

【今後】 一層の取組の強化

- 今後も発生し得る災害に対して農業者が万全な備えに期すことができるよう、**関係者へ通知を**発出。

- 本通知に基づき、**自然災害リスク対応の取組を一層強化**。

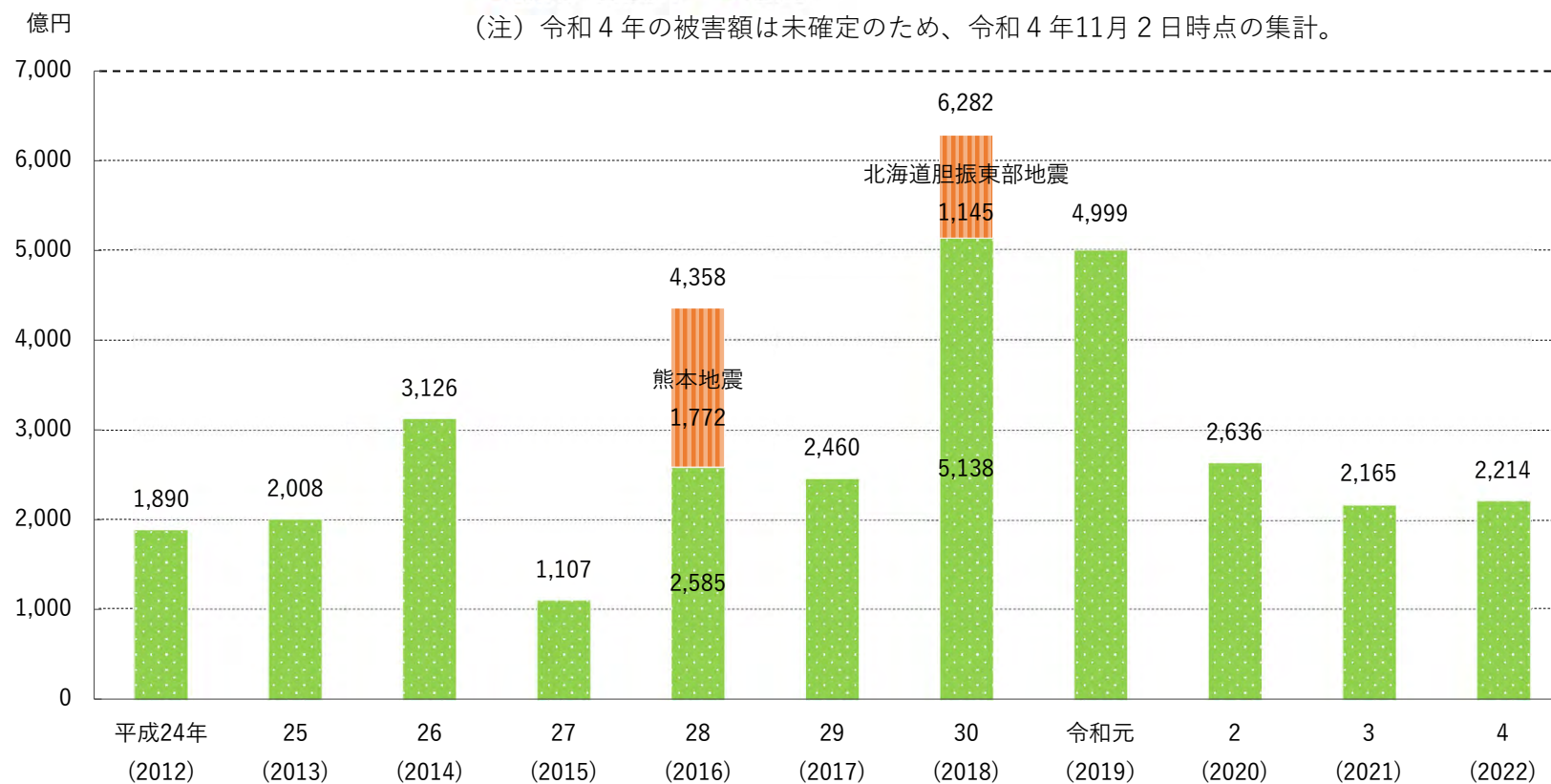
1. 自然災害の発生状況と被害状況

○近年、豪雨や台風等の自然災害が激甚化・頻発化し、農林水産業に甚大な被害が発生。

《過去10年の被害状況》

■豪雨・台風等 ■地震

(注) 令和4年の被害額は未確定のため、令和4年11月2日時点の集計。



浸水被害を受けたハウス



浸水した農業用機械



がれき・土砂が流入した農地



山腹崩壊の状況



流木等が堆積した漁港

2-1. 農林水産省におけるこれまでの取組（農業版BCPのフォーマット策定）

- 農林水産省では、令和3年1月に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP(事業継続計画書)」のフォーマットを策定。

農業版BCP(事業継続計画書)について

- 農業者が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、「チェックリスト」と「農業版BCP」のフォーマットを策定。（耕種、園芸、畜産の3パターンから成る。）
- チェックリストは「リスクマネジメント編」、「事業継続編」に区分。

農業版BCP（事業継続計画書）

- ・ インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるもの。
- ・ チェックリスト「事業継続編」の項目毎に内容を記載することで簡単に「農業版BCP」の策定が可能。

【チェックリストのフォーマット】

リスクマネジメント編		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト		耕種	
リスク	項目	項目	項目	項目	項目
リスクの把握	1	自身の営農活動に関する、自然災害、その他リスク（感染症・コウデマイン・農産物等）への対策について、考えられているでしょうか？	13	13	13
	2	自身の営農活動に関する自然災害のリスクについて、ハザードマップで確認したことはありますか？	14	14	14
	3	国のウェブサイト等を通じて、「農業版BCP」の策定について、必要な情報や支援策が提供されているかどうかを確認しているかどうか？	15	15	15
リスクの軽減	4	HAPPYプランニングツールなど、災害対策の情報を活用していますか？	16	16	16
	5	地方自治体を通じて提供される農業被害や被災に関する情報は、活用していますか？	17	17	17
	6	地域の自治体、農協などを通じて、「農業版BCP」の策定について、必要な情報や支援策が提供されているかどうかを確認しているかどうか？	18	18	18
	7	災害時の備蓄と備え、高台等への避難について、確認していますか？	19	19	19
	8	避難場所、避難経路等の確認、避難の準備状況、また被災時の避難や被害軽減のための対策を確立していますか？	20	20	20
	9	農業機械の保管方法、また農具の保管や保管場所の確保について、確認していますか？	21	21	21
	10	トラクターやコンバイン等の農業機械や農機具などの保管方法について、確認していますか？	22	22	22
	11	高台や屋内への避難場所を確認するよう加入していますか？	23	23	23
	12	避難場所、避難経路等の確認、避難の準備状況、また被災時の避難や被害軽減のための対策を確立していますか？	24	24	24
被害の軽減	13	被災時の被害軽減、回復、復旧策を準備していますか？	25	25	25
	14	被災時の被害軽減、回復、復旧策を準備していますか？	26	26	26
	15	被災時の被害軽減、回復、復旧策を準備していますか？	27	27	27
	16	被災時の被害軽減、回復、復旧策を準備していますか？	28	28	28

○リスクマネジメント編

平時からのリスクに対する備えや、台風時等の自然災害への直前の備えに関する事項をチェック。

例)

- ・ 自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？
- ・ トラクター等の農業機械や各種農機具などへの被害を防止するための避難場所を確保していますか？
- ・ (台風等の直前対策のために) トラクター等の農業機械や各種農機具などを事前に高台や屋内に移動させましたか？

○事業継続編

被災後の早期復旧・事業再開の観点から対策すべき事項（ヒト、モノ、カネ/セーフティネット、情報等）をチェック

例)

- ・ 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

【農業版BCPのフォーマット】

2-2. 農林水産省におけるこれまでの取組（農業版BCPの普及）

- 農業者がこれらのツールを有効活用できるよう、HP、SNSへの掲載、研修での周知・説明等を実施。また、各種補助事業の実施要綱等に、農業版BCPの策定推進の規定やポイント加算措置等を盛り込み、取組を促進。
- 各県地方参事官室等においても、農業者との意見交換等の場において、農業版BCPの普及・啓発等を実施。

農業版BCPの普及に係る取組状況

- 農林水産省のMAFFアプリ、メールマガジンやFacebookなどの**各種媒体により周知**。
- 「農業技術の基本指針」等において、農業版BCPの活用について、都道府県に対して周知。
- 「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」において、認定農業者の経営改善計画の認定・更新時や、認定新規就農者の青年等就農計画の認定申請時に、策定した農業版BCPを市町村に提出（任意）するよう新たに規定。
- 「農業経営法人化支援総合事業（R4）」実施要綱において、農業経営相談所が経営相談・診断を行う際に、農業者に対し農業版BCP策定を促す旨を規定。
- 「経営継承・発展等支援事業（R4）」、「農地利用効率化等支援交付金（R4）」、「新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（R4）」実施要綱において、農業版BCPに取り組む場合、採択時にポイント加算を措置。
- 「園芸産地における事業継続強化対策（R4補正）」において、複数農業者によるBCPの策定を支援。また、BCPの実行に必要な体制整備や、BCPの実践に必要な取組を支援。
- 地方農政局等を通じた周知及び「農業版BCP作成者の声（作成者事例）」の**収集**。
- 上記の他、関係団体において、以下の取組も実施。
 - ・ 農業関係団体（JA全中、日本農業法人協会、全国農業会議所、全国農業共済協会等）を通じて、農業版BCPの活用について、農業者等に対して周知。
 - ・ 日本農業法人協会会員等を対象とするオンライン勉強会やセミナーを実施
 - ・ 全国農業共済協会において、34万部のパンフレットを印刷し、戸別訪問等を通じ、パンフレットを農業者へ配布

農業経営基盤強化促進法の基本要綱（抜粋）

- 市町村等は、経営改善計画の認定及び再認定の機会を捉えて、認定農業者に対し、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）により定められた自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認及び同通知により定められた農業版BCP（事業継続計画書）の様式に基づく計画書を策定の上、提出するよう促してください。

【例】農地利用効率化等支援交付金実施要綱（抜粋）

別記

- 1 融資主体支援タイプ
第10 指導推進等
3 留意事項及びフォローアップ等
(8) 事業実施主体は、助成対象者に対し、経営の継続が図られるよう、農業版事業継続計画（Business Continuity Plan :BCP）の策定を推進するものとする。

融資主体支援タイプにおける配分基準表

- ④ 経営管理の高度化
 - ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定している。
 - 1 経営体につき 1点

3. 令和4年における浸水被害の事例

- 農林水産省においては、農業者が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、農業版BCP等の普及を通じて農業者を支援。
- しかしながら、令和4年においても、自然災害リスクに対する認識が十分でなかった新規就農者等が浸水被害に遭うなどの事案が発生。
- これらの事例を踏まえて現状の課題を整理し、対応を検討する必要。

事例1：野菜団地に隣接する河川が豪雨により増水し、団地の大部分が浸水（当該団地は浸水想定区域内に存在）

【関係者からの聞き取り状況】

- ・ リスク(浸水想定区域内)を認識しつつも、既往最大の洪水で被害は出ておらず、今回の浸水被害を想定していなかった。
- ・ 新規就農者への支援や農地の斡旋の際、耕作者に対して浸水リスク情報を適切に提供できていなかった。
- ・ 団地の候補地選定の際、リスク(浸水想定区域内)は検討材料であったが、集荷施設に近いなどの立地条件が優先された。
- ・ 農業版BCPについて、個別農家への策定支援や指導までは実施できていない。
- ・ 県単事業の計画承認において、現状、災害リスクの有無をチェックする基準等はない。

事例2：台風による強風と河川増水により、ハウス全壊、野菜が浸水等（当該施設は浸水想定区域内に存在）

【関係者からの聞き取り状況】

- ・ 当該ハウスは浸水想定区域内にあるものの、これまでにその場所で浸水した実績はなかった（浸水リスクの認識が十分でなかった）。
- ・ 補助事業の審査において、災害リスクの有無についてチェックしていない。
- ・ 経営開始資金を活用する新規就農者に対しては共済に加入してもらっている。その際に災害リスクについて事前に説明している。
- ・ 農業版BCPについて、個別農家への作成支援や指導までは実施できていない。

4. 課題と対応の方向性

課題1： 関係者の自然災害リスクに対する認識

これまでも、関係者が連携しながら、農業版BCP(ツール)等を通じて自然災害への備えの取組を推進しているが、自然災害リスクに対する関係者の認識が不十分なのではないか。

→ **対応の方向性**：[研修等を通じた関係者の意識の醸成と知見の蓄積](#)

課題2： 農業者への情報提供や啓発等のタイミング

農業者が農地の取得、ハウス・畜舎・機械等の導入、栽培品目の選定、補助事業の活用など、具体的な経営計画を樹立する前に、自然災害リスクに関して適切な情報提供や啓発等ができていないか。

*特に、**新規就農者**は多額の初期投資によって経営基盤が脆弱な場合があることや土地勘に乏しい可能性があること等を踏まえれば、農地の選定や機械・施設等の検討段階において、関係者が自然災害リスクに関する情報を適切に提供することが必要ではないか。

→ **対応の方向性**：[農業者の自然災害リスクに対する備えの充実がより一層図られるよう、営農指導や補助事業の実施等、日常業務におけるあらゆる機会を捉えて農業者への働きかけを強化](#)

(参考) 本通知と各課題の関係性

4 地 第 318 号
4 農 産 第 5309 号
4 畜 産 第 2826 号
4 経 営 第 3175 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
農林水産省農産局長
農林水産省畜産局長
農林水産省経営局長

自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について

近年、気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化し、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨など、これまでの想定を超える災害が全国各地で頻繁に発生しており、河川の氾濫や土砂災害等により、農地への土砂流入、農業用ハウスや畜舎、機械の損壊など、農業分野に大きな被害が生じている。

今後も発生し得る災害に備えるため、農林水産省では、国土強靱化基本計画に基づき、排水機場の整備・改修等のハード対策とともに、ハザードマップ作成等のソフト対策を組み合わせ、防災・減災対策を推進しているところであるが、自然災害による農業分野への被害を最小限にとどめるためには、農業者自身が災害リスクを認識し、必要な対策を適切に講じることが重要である。

このため、農業者を含む関係者が災害リスクを認識した上で、災害への備えに万全を期すことができるよう、下記事項に御留意願いたい。

なお、このことについて、貴管下の市町村、農業委員会、農地中間管理機構及び関係農業協同組合にも通知願いたい。

記

1 自然災害リスクの把握について

農業経営における自然災害リスクに備えるためには、農業者自身がハザードマップや浸水想定区域の確認等を通じて、農地や農業用ハウス、畜舎、農業機械などの経営基盤が抱えるリスクを把握し、正しく認識する必要がある。その上で、栽培品目、栽培方法、設備投資、農地の確保、補助事業の活用等の経営計画の策定や、浸水や土砂災害を想定した農業用ハウス、畜舎等の補強や農機具等の避難場所確保、各種保険の加入等の事前の備えを適切に行うことが重要である。このため、農業者が自然災害リスクを把握し、正しく認識できるよう、営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて、必要な情報提供や啓発等に努められた

課題 2

また、新規就農者は農地や機械、施設等の取得に多額の初期投資を行い経営基盤が脆弱な場合も多く、自然災害が農業経営に与える影響は一般の農業者より大きいものとなる。移住を伴う就農の場合等には、地域の自然災害リスクの認識が十分でないことも考えられる。

このため、市町村は、地域計画（目標地図）において新規就農者のためのエリアを設定する場合においては、自然災害をはじめとしたリスク等に配慮し、円滑な新規就農の促進に努

められたい。また、農地中間管理機構、農業委員会等は、特に新規就農者に係る農地の利用関係の調整に当たっては、これらのリスク等について情報提供に努められたい。さらに、市町村等は、特に新規就農者の就農に当たっては、農業者の経営基盤や技術レベル、自然災害リスクをはじめとした周辺環境のリスクも考慮した上で、機械・施設の導入、栽培品目の選定などについて適切な助言を行うほか、新規就農者が自然災害リスクを正しく認識できるよう必要な情報提供について特に留意されたい。

課題 2

なお、自然災害リスクを考慮した農地等の斡旋や農業者に対する指導、情報提供を行う行政職員等は所管する地域の自然災害リスクを熟知している必要があることから、研修等を通じて職員等の知見の蓄積に努められたい。

課題 1

2 自然災害リスクを踏まえた取組について

我が国は地形が急峻なため河川は著しく急勾配であり、ひとたび大雨に見舞われると急激に河川流量が増加する。洪水時の河川水位より低い農地等は、河川の氾濫等による被害を受けやすい地理的条件下にある。このため、浸水や土砂災害等の自然災害を想定した事業継続計画を農業者自らが策定し、リスクに対する備えに取り組むことが重要である。

農林水産省では、令和 3 年 1 月に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版 B C P（事業継続計画書）」のフォーマットを策定した。B C P は、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画である。チェックリストは、自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目について確認できるリスクマネジメント編と、被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項について確認できる事業継続編から構成されており、チェックリストを活用することで農業版 B C P を簡易に作成することができる。

農林水産省では、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく農業経営改善計画及び青年等就農計画の計画認定時には、これらを添付することを農業者に促しているところであり、引き続き、これらも活用しつつ、農業者のリスクに対する備えがより一層充実するよう、営農指導や補助事業の実施等あらゆる機会を捉えて農業者への働きかけに努め

課題 2

(参考) 浸水想定区域とハザードマップについて

国土交通省HPより <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/>

洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ

近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例も増えてきています。洪水時の被害を最小限にするためには、平時より水害リスクを認識したうえで、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を知っていただくことが何より重要です。

国土交通省及び都道府県では、[洪水予報河川及び水位周知河川](#)に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表しています。

また、これと合わせ、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深についても公表することとしています。

さらに、平成27年9月関東・東北豪雨においては、堤防決壊に伴う氾濫流により家屋が倒壊・流出したことや多数の孤立者が発生したことを踏まえ、住民等に対し、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を公表することとしています。

一方、市町村では、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した[洪水ハザードマップ](#)を作成し、印刷物の配布やインターネット等により、住民の方々に周知しています。

また、浸水想定区域内にあり、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設として市町村地域防災計画に名称及び所在地を記載された地下街等、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)、大規模工場等については、避難確保・浸水防止計画等の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等を行うこととされており、市町村からは当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等が直接伝達されます。

ここでは、国土交通省及び都道府県が公表している洪水浸水想定区域図に関する情報と、市町村が作成した洪水ハザードマップ等に関する情報を掲載しております。洪水氾濫等によりどのような浸水被害が想定されるのかについて事前に認識を深めていただき、出水時の水防活動や避難行動等に活用していただきたいと思います。

詳しくは、市町村から配布またはホームページ等で公表されている[洪水ハザードマップ](#)や、お住まいの地域の国土交通省河川事務所等や都道府県のホームページ等で公表されている洪水浸水想定区域図にてご確認をお願いします。(令和元年10月更新)

(参考) 浸水想定区域・ハザードマップの確認方法

- 洪水や土砂災害など自然災害リスクの確認については、国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」が便利。
- 地図上で、確認したい場所(農地等)をクリックすることで、その場所の様々な災害リスク(洪水、土砂災害、津波等)を表示可能。その他、ため池ハザードマップを含む市町村が作成した災害リスクに関する各種情報を収集可能。

「ハザードマップポータルサイト」のトップ画面

地図上で、確認したい場所(農地等)のリスクを検索することが可能

市町村のハザードマップを直接検索することが可能

検索の画面

「重ねるハザードマップ」の検索方法

- ①自分が調べたい場所(農地等)の地名や住所を入力して検索
- ②災害種別(=自然災害リスク)を選択すると、地図上に選択リスクが表示(洪水、土砂災害、津波等が網羅)
- ③さらに、地図上で、調べたい場所(農地等)をクリックすると、その場所のリスクの詳細が表示される

【ハザードマップポータルサイト(URL)】

- サイトのトップ:
<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>
- サイトの使い方:
<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/pamphlet/pamphlet.html>
- YOU TUBE (災害リスクの確認方法):
<https://www.youtube.com/watch?v=j8e-f-lpfR8&t=2s>

※「わがまちハザードマップ」では市町村が作成した災害リスクに関する各種情報を収集可能

(参考) 食料・農業・農村基本計画及び国土強靱化基本計画における記載 (関係箇所抜粋)

食料・農業・農村基本計画 (令和2年3月31日閣議決定) 【関係箇所抜粋】

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

4. (2) 大規模自然災害への備え

① 災害に備える農業経営の取組の全国展開等

近年大規模災害が頻発する中で被害を最小化するためには、過去の災害の教訓を最大限活かし、事前防災を徹底する必要がある。その際、事前防災に係る技術開発を進め、ハード対策とソフト対策をバランスよく組み合わせるとともに、最新技術を農業分野においてフル活用することにより、人的被害・物的被害の最小化、さらには被災後のできるかぎり迅速な営農再開を目指す。

自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、異常気象にも対応した品種や栽培技術の導入、産地の分散、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大、事業継続計画 (BCP) の普及など、災害に備える農業経営に向けた取組を全国展開する。

また、地域において、農業共済組合をはじめ行政、農業協同組合や農業法人協会等の関係団体、農外の専門家等による推進体制を構築し、「農業技術の基本方針」(令和元年改定)に基づく作物ごとの災害対策に係る農業者向けの研修やリスクマネジメントの取組事例の普及、農業高校、農業大学校等における就農前の学習等を推進する。

さらに、基幹的な畜産関係施設等における電源確保対策や卸売市場における業務継続のための施設整備を推進する。

国土強靱化基本計画 (平成30年12月14日閣議決定) 【関係箇所抜粋】

第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

(9) 農林水産

農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減を図るため、農業水利施設等の長寿命化等の推進、森林の整備・保全、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石対策、総合的な流木対策の推進、漁港・漁村の防災機能の強化、廃止も含めたため池の総合的な対策の推進、ハザードマップの作成・周知、施設管理者のBCP作成など、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化する。この際、自然環境の持つ「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。また、湧水について、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な対策を推進する。

(参考) 佐賀県における農業用機械の退避に関する取組事例

- 佐賀県では、豪雨による農業用機械の被災を未然防止するための退避の取組について、チラシを作成して周知。
- 平常時から避難計画を定めておき、予報段階から農業用機械を退避させることで経営リスクを減らすことに寄与。

.....

早めの行動があなたの大切な農機を守ります!



■近年、豪雨による内水氾濫が多くなり、たくさんの農業用機械が被災しています。
■事前に逃がすことで農家の大切な農機を守り、経営のリスクを減らすことができます。

内水氾濫の恐れがある時には前もって農機を避難させましょう

避難のポイント

- ✓人命優先
- ✓計画行動
- ✓自衛行動

命を守る行動を最優先とする
予め決めておいた避難計画（タイムライン）に基づいた行動をする
自分の財産を守るために必要な行動をする（風雨除け、盗難対策）

■警戒レベルと避難対象

レベル1 早期 注意情報	レベル2 大雨・洪水・ 高潮情報	レベル3 高齢者等 避難	レベル4 避難指示	レベル5 緊急安全 確保
--------------------	------------------------	--------------------	--------------	--------------------

【農業用機械】の避難 【人】の避難

Copyright © 2020 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

『タイムライン』の勧め

タイムラインとは、「いつ・どこへ・どう」行動するのかを予め決めておく避難計画です。
【いつ】＝迷いなく速やかに、
【どこへ・どう】＝より安全な場所に、効率よく
タイムラインにより、避難の手順や地域の協力関係が確認できますので、事前に作成しておきましょう。

作成のポイント

✓0 情報の把握

- ・日頃から市町のうごきを把握できるようにしておきます。
- ・避難判断の対象とする周辺の雨量・水位観測所や潮位を含む河川情報を決めておきます。

✓1 「いつ」の検討

- ・気象、警戒レベル情報や経験に基づく内水害のおそれの高い雨量や潮位など、自ら避難行動を起こすスイッチを決めておきます。
- ※避難の目安は、一律で設定可能なものではありません。


✓2 「どこへ」の検討

- ・機動力の劣る農業用機械が自走できる範囲で、内水害から避けられる高台など避難先を決めておきます。

✓3 「どう」の検討

- ・避難ルートや避難場所の利用ルールなどを確認しておきます。
- ・排水機場の操作等を担われている場合もあるため、地域の協力関係など、役割分担を確認しておきましょう。

高台に避難してください



Copyright © 2020 Saga Prefecture. All Rights Reserved.